

青森市附属機関の会議の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市の附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する機関をいう。以下同じ。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の基準)

第2条 附属機関の会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しない。

- (1) 青森市情報公開条例（平成17年青森市条例第26号）第7条に規定する非開示情報（以下「非開示情報」という。）を含む内容について審議等を行うとき。
- (2) 公にすることが適当でないと判断する情報について審議等を行うとき。

(会議の非公開の決定)

第3条 附属機関の長は、前条第1号及び2号に規定する審議等以外で、附属機関の会議の全部又は一部を公開しないこととする場合は、あらかじめ当該会議に諮ることとする。

2 附属機関は、前項の規定により会議の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

(会議の傍聴)

第4条 会議の公開は、希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入場することができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗及びのぼりの類を携帯している者
- (4) 前各号に掲げるものほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる物を携帯している者

2 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、次に掲げる事項を守り、附属機関の長の指示に従い静穏に傍聴しなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと。
- (2) 私語、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威行為をしないこと。
- (4) 写真撮影、録画、録音等をしないこと（附属機関の長の許可を受けた場合を除く。）。

- (5) 議事に批判を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと。
- 3 附属機関の長は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。
 - 4 附属機関の会議の傍聴を認める場合は、傍聴定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
 - 5 傍聴希望者が傍聴定員を超えるときは、先着順により傍聴人を決するものとする。ただし、先着順により難いときは、抽選によることができる。

(傍聴者への資料配布)

第5条 傍聴者に対しては、会議の次第、議案等の資料を配布するなどの配慮をするように努めるものとする。ただし、当該資料の中に非開示情報が記載されている場合又は資料が相当量になる場合については、資料の全部又は一部を配布又は閲覧をさせないことができる。

(会議開催の事前公表)

第6条 附属機関は、会議を開催するときは、公開、非公開の別にかかわらず、当該会議開催日の1週間前までに、次に掲げる事項を記載した文書について附属機関を所管する課で閲覧できるようにするとともに、市のホームページに掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 会議の議題
- (5) 会議の公開、非公開の別
- (6) 会議の全部又は一部を非公開にする場合においては、その理由
- (7) 傍聴者の定員及び傍聴希望者が定員を超えた場合の措置
- (8) 傍聴手続

(特別な定めのある場合の取扱い)

第7条 附属機関の会議の公開について法令又は条例に特別な定めがあるときは、その定めによるものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。